

県内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が
発生した場合の対応マニュアル

令和7年4月

沖縄県こども未来部 子育て支援課

目次

1	はじめに	1
(1)	マニュアル策定の趣旨・目的.....	1
(2)	保育士を雇用するにあたって確認すべきこと.....	2
(3)	児童生徒性暴力等の定義.....	3
2	保育所等において児童生徒性暴力等を発見・把握した際の初動対応	4
(1)	事実確認及び関係資料等の保存.....	4
(2)	児童と当該保育士との接触回避等.....	5
(3)	保護者への報告.....	5
3	保育所等による県又は市町村への報告	7
4	在籍する児童の保護及び支援等について	8
5	保育所等からの報告後、県及び市町村が取るべき対応	9
(1)	県及び市町村による調査の実施・情報共有.....	9
(2)	県における保育士登録の取消し.....	10
(3)	指導監査等による施設へのフォローアップ.....	11
	【別添様式】児童生徒性暴力等発生報告書	13

1 はじめに

(1) マニュアル策定の趣旨・目的

児童を守り育てる立場にある保育士（本書でいう保育士とは、児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた保育士を指す。）が、児童に対して性暴力等を行い、当該児童の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えること、更には、一部の保育士による加害行為により、児童と日々真摯に向き合い、児童が心身ともに健やかに成長していくことを真に願う、大多数の保育士の社会的な尊厳が毀損されることは断じてあってはなりません。

令和5年4月に施行された改正後の児童福祉法（以下、「法」という。）では、児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録取消や再登録の制限などの資格管理の厳格化に関する規定が整備されました。

本書は、このような背景を踏まえ国において示された「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」（令和5年3月27日付子発0327第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）（以下、「基本指針」という。）や「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」（令和5年5月12日付こ成保44・5文科初第420号子ども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知）で掲げられた「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（以下、「虐待等防止ガイドライン」という。）の内容を踏まえ、保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合に県内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設（以下、「保育所等」という。）がとるべき対応を整理したものとなっております。

保育所等におかれましては、保育士による児童生徒性暴力等の防止に取り組むとともに、在籍する児童が保育士から児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、改正法の趣旨を踏まえ、本書を活用して県や所在市町村などと連携を図りつつ、適切かつ迅速に対処するようお願いいたします。

(2) 保育士を雇用するにあたって確認すべきこと

保育士を任命又は雇用する者（以下、「任命権者等^{※1}」という。）は、保育士を任命し雇用しようとするときは、任用形態、フルタイム・パートタイム等の勤務時間等によらず、児童生徒性暴力等を行い保育士の登録を取り消された者が登録されている「保育士特定登録取消者管理システム」を活用することが児童福祉法で定められています。新たにデータベース利用者情報の登録を必要とする保育所等におかれては、登録のための URL を所在の市町村所管課に確認して手続きを進めてください。

※1 公立保育所等であれば市町村長等、その他の保育所等であれば雇用主を指します。

基本指針より

- データベースの活用は、公私立の別や、前職の有無、常勤・非常勤といった任用形態（任期の定めのない常勤職員、任期付職員、臨時的任用職員、再任用職員、会計年度任用職員等）、フルタイム・パートタイム等の勤務時間等によらず、保育士を任命し、又は雇用しようとする場合に任命権者等^{※1}に義務付けられているものであること。
- （中略）任命権者等は、保育士を任命し、又は雇用しようとするとき、具体的には、採用内定予定者である保育士についてのみ行うこととする。
（中略）任命権者等は、保育士の公募等の段階においてあらかじめ、保育士としての採用を希望するものに対して、採用内定前にデータベースの検索を行うことや、検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用しない場合があることを書面等により提示するとともに、特定登録取消者に該当する場合はあらかじめその旨を申告するよう求めることが望ましい。
- なお、児童生徒性暴力等を行ったことにより登録が取消しとなった事実を秘匿することを意図して改名の上、任命又は雇用されようとするケースも考えられることから、新規学卒者でない者など保育士資格取得から一定期間が経っている場合には、本人確認書類等に記載された氏名（現在の氏名）と併せて、旧姓や改名前の氏名が判明している場合には、両方でデータベースを検索するものとする。
- 採用選考時の関係書類においても、賞罰欄等を設けた上で、刑事罰のみでなく、児童生徒性暴力等の懲戒処分の原因となった具体的な理由の明記を求めたりすることなどにより、任命又は雇用を希望する者の経歴等を十分に確認し、適切な判断を行うことが必要であること。（中略）

(3) 児童生徒性暴力等の定義

基本指針においては、次のような行為が児童生徒性暴力等として定義されています。児童の同意や暴行・脅迫等の有無は問わず、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得るとされています。

基本指針より

- ① 児童生徒等に性交等を行うこと又は児童生徒等をして性交等をさせること
- ② 児童生徒等においせつな行為を行うこと又は児童生徒等をしておいせつな行為をさせること
- ③ 刑法等で規定されている次のような行為：16歳未満の者に対するおいせつ目的での面会要求、面会、性的な姿態を撮影した映像の要求、児童買春周旋等、児童ポルノ所持、提供等、児童生徒等に係る性的姿態等の撮影、保管等
- ④ 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行うこと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること
 - イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること。
 - ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- ⑤ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものを行うこと

- 法令上の定義は上記のとおりとされており、国の虐待等防止ガイドラインにおいては性的虐待の具体例として次のような事例が掲げられています。

<性的虐待の具体例>

- ・ 下着のままで放置する
- ・ 必要の無い場面で裸や下着の状態にする
- ・ こどもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる性的行為（教唆を含む）
- ・ 性器を見せる
- ・ 本人の前でおいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）
- ・ こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う
- ・ ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せる

2 保育所等において児童生徒性暴力等を発見・把握した際の初動対応

保育所等において、実際に児童生徒性暴力等を発見した場合や、児童または保護者等からの報告、相談により事案を把握した場合の保育所等における対応は以下の3つです。なお、保護者等から県及び市町村へ直接相談があった場合は、保育所等への事実確認等を行ったうえで以下の対応をお願いします。

また、保育士以外の児童と接する業務に従事する者（看護師、保育補助者等）についても、保育士に準じた取扱いとします。

- (1) 事実確認及び関係資料等の保存
- (2) 児童と当該保育士との接触回避等
- (3) 保護者への報告

(1) 事実確認及び関係資料等の保存

保育所等は、保護者等からの相談により、児童生徒性暴力等の事実が疑われる事案を把握した場合には、保育所等からの報告を受けて実施される県及び市町村による調査に備え、事実確認や関係資料等の保存を行ってください。

【事実確認】他の職員への聴取、防犯カメラ映像の確認等

【関係資料等の保存】職員からの具体的な証言記録、保護者からの相談の記録及び防犯カメラ映像データ等の客観的な証拠 等

保育所等の対応が不十分であると認められる場合は、県及び市町村による調査（9ページ参照）と併せて行うことも想定されます。

なお、事実確認において被害児童へ繰り返し質問したり、誘導的・圧力的な質問を行ってしまうと、児童の記憶に影響を及ぼすほか、児童の精神的負担となる場合があります。被害児童から職員に相談・報告があった場合の対応方法については、司法面接を参考とした方法が考えられますので、下記の動画（YouTube）をご参照ください。

「事実調査のための面接－司法面接を参考に－」 <https://youtu.be/TYZ9u05ux2M>

基本指針より

- （中略）保育士による児童生徒性暴力等の事実に関し、保育所等に通報があった場合等、児童生徒性暴力等の事実が疑われる場合には、任命権者等は被害児童やその保護者への確認のほか、他の職員や児童からの聴取、防犯カメラ映像の確認などにより、当該事実の有無の確認を行った上で、当該事実があると思量するに至った場合は速やかに都道府県への報告を行うことが求められる。
（中略）
- 任命権者等において、保育士による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認を行うに当たっては、児童の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊

厳を害しないよう注意しつつ、また、被害児童やその保護者の負担に配慮することが求められる。ただし、いたずらに被害児童への配慮やプライバシーの保護などを盾に必要な事実確認を怠るようなことがあってはならない。

- (中略) 任命権者等においては、都道府県から事実確認等に関する要請があった場合には、必要な協力を行うとともに、あわせて、例えば、職員からの具体的な証言や保護者からの相談の記録、防犯カメラ映像等の児童生徒性暴力等の事実があると思料する根拠となる客観的な資料を適切に保存することが求められる。

(2) 児童と当該保育士との接触回避等

保育所等は、児童生徒性暴力等の事実が疑われる事案を把握した場合には、事実関係の確認等と並行して、児童と当該保育士との接触を回避する措置を講じてください。また、措置を講じた後、その状況を別添様式により県又は市町村へ報告してください。

報告があった県及び市町村においては、このような措置が確実に取られていることを連携して確認し、必要に応じて保育所等を指導していく必要があります。

基本指針より

- 任命権者等は、都道府県への報告の前においても、保育士による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童と当該保育士との接触を避ける等児童の保護に必要な措置を講ずる必要がある。例えば、各保育所等において、当該保育士を担任から外したり、児童と接触しない事務作業に従事させるなど、児童への影響が生じないようにすることが考えられる。

(3) 保護者への報告

保育所等は、保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思料するときは、保育所等における他の事故の場合と同様に、保護者等に報告を行う必要があります^{※2}。保育所等が保護者と密接に連携をとり、事実の明確化や児童の保護支援等を進めていく上で、初期の対応は極めて重要です。

また、報告にあたり、保護者が警察へ届け出るかどうか悩んでいる様子が見られる場合は、被害の拡大防止や被害児童の心身の回復につなげる窓口として、次ページの相談窓口への相談を提案することも考えられます。

※2 発生した児童生徒性暴力等が明らかに犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は直ちに所轄警察署へ通報することになります。

発生した事案が犯罪に該当するか判然としないときなど警察に通報するか判断に迷う場合は、そうした状況にあることを含め今後の対応について所轄警察署又は、以下に掲げる相談窓口の活用を検討してください。

～性被害相談窓口～

	機関名	電話番号	できること
(ア)	沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター (with you おきなわ) 24時間対応	# 8891 または 098-975-0166	電話相談のほか、面談・カウンセリング、医療支援、警察や弁護士相談などへの同行支援を行っています。
(イ)	沖縄県警察本部性犯罪被害に関する専用電話 24時間対応 土日、祝日及び夜間は警察本部当直にて対応	# 8103 (ハートさん) 0120-656-110 098-868-0110	性犯罪・性暴力被害等の相談に応じる警察の窓口です。通報・被害届の提出に向けた相談を受け付けています。
(ウ)	おきなわ子ども虐待ホットライン 月曜日～金曜日：17:15～翌日8:30 土曜日・日曜日・祝祭日：24時間受付 ※上記時間以外は、管轄の児童相談所へのご相談となります。	おきなわ子ども虐待ホットライン・中央児童相談所 098-886-2900 宮古分室 0980-75-6505 八重山分室 0980-88-7801 コザ児童相談所 098-937-0859	基本的には家庭内虐待への対応を行う機関となりますが、相談があった場合には医療機関へつなぐほか、被害に遭われた児童への心理的ケアに対する助言・指導等を行います。

基本指針より

- 児童生徒性暴力等の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命身体に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれており、被害児童を徹底して守り通すという観点や被害児童に対してさらに重ねて累次の聴き取りを行うことを避ける観点からも、任命権者等はためらうことなく所轄警察署と連携して対処することが必要である。なお、任命権者等は、都道府県による児童生徒性暴力等の事実確認の結果を待たずに所轄警察署に通報することができることに留意する必要がある。
- 任命権者等が公務員である場合、その職務を行うことにより、合理的根拠に基づき犯罪があると思料するときは、刑事訴訟法の定めるところにより告発をすることが求められる。

3 保育所等による県又は市町村への報告

保育所等は、初動対応後、児童生徒性暴力等の事実があると思料するときは、(別添様式)にて県又は市町村へ報告してください。報告先は、以下のとおりです。

【報告先】

- ①保育所、認定こども園、地域型保育事業所 →市町村主管課
②認可外保育施設の場合(※) →沖縄県こども未来部子育て支援課
保育指導班
(098-866-2457)

(※那覇市及び宮古島市管内の認可外保育施設はそれぞれの市主管課が報告先)
(不適切保育等における報告先と同じ。)

①により報告を受けた市町村においては、県に報告をお願いします。県が②により報告を受けた場合も、施設所在市町村に情報を共有します。

また、児童生徒性暴力等を行った保育士の登録取消し等については、保育士の従事先施設の種別や児童の年齢に関わらず適用されることとなります。なお、保育士が児童生徒性暴力等を勤務先の保育所等の外で又は勤務時間外に行った場合等も保育士登録の取消しの対象となりますので、そのような事案を把握した場合は、沖縄県子育て支援課(098-866-2457)まで報告してください。

基本指針より

- 「児童生徒性暴力等の事実があると思料するとき」とは、何らの根拠無く主観的な嫌疑を有するといったことのみでは該当しないものの、例えば、他の職員からの具体的な証言や児童の様子についての保護者からの具体的な相談があった場合など、嫌疑をかけるに足りる一定の根拠があれば該当すると考えられる。そのため、確定的な根拠がなければこれに該当しないなどとして必要な報告を怠るようなことがあってはならない。

(中略)

なお、保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思料するときは、当該保育士が児童生徒性暴力等を行ったことを認めているかどうかにかかわらず、都道府県への報告は必要となることに留意が必要である。

4 児童の保護及び支援等について

県、市町村及び保育所等は連携して、被害を受けた児童やその保護者、その他在籍する児童へ以下のような保護及び支援を行うことが求められます。

【被害を受けた児童とその保護者への支援】

心理的支援、性被害相談窓口の紹介、適切かつ継続的な相談の受付

【被害を受けた児童と同じ保育所等に在籍する児童やその保護者への支援】

心理的支援

【その他の保護及び支援】

落ち着いて保育を受けられる環境の確保

不安や動揺、事実に基づかない風評が流れたりする場合における、県、市町村、保育所等によるマスコミへの連携した対応

基本指針より

- 都道府県、市町村及び保育所等は、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、被害児童の保護やその保護者への支援を継続的に行うとともに、被害児童と同じ保育所等に在籍する児童やその保護者に対する必要な心理的支援等を行う必要がある。
- 保護及び支援等としては、事案に応じて、例えば、ワンストップ支援センターなどの相談機関を被害児童の保護者等に紹介するとともに、被害児童やその保護者等からの相談等に継続的かつ適切に対応し、落ち着いて保育を受けられる環境の確保や関係機関との連携等を行うことが考えられる。
- 保育所等全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりする場合には、都道府県、市町村及び保育所等は、マスコミ等への対応も含め、被害児童を守りつつ、予断のない一貫した対応を行う必要がある。

5 保育所等からの報告後、県及び市町村が取るべき対応

保育所等からの報告後、県及び市町村が取るべき対応は、次の3つです。

- (1) 県及び市町村による調査の実施・情報共有
- (2) 県における保育士登録の取消し
- (3) 指導監督等による施設へのフォローアップ

(1) 県及び市町村による調査の実施・情報共有

県は施設所在市町村と連携して、保育所等からの報告後、関係部局と連携して当該事実の有無の確認を行うための調査を実施します。

調査は、従前から行われてきた不適切保育や事故発生時における対応のほか、児童福祉法や認定こども園法に基づく保育所等への指導監査や児童福祉法に基づく保育所等における不適切保育に係る調査に位置づけて行うことも考えられます。国の虐待等防止ガイドラインに沿った対応を行う場合には、市町村においては国に共有する情報について県にも共有することとします。

なお、調査の結果、虐待等に該当しないと判断した場合の対応として、国の虐待等防止ガイドラインには次のとおり記載されています。

ガイドラインより

<虐待等に該当しないと判断した場合>

- 虐待等に該当しないと判断した場合には、
 - ・ 引き続き注視が必要な施設として、当該施設の状況等を担当部署内都道府県に情報共有すること、
 - ・ 巡回支援などの機会を増やし、必要な相談、支援等を行うこと
 - ・ 指導監査の場面で特にフォローすることなどの対応が考えられる。

基本指針より

- 都道府県は、任命権者等からの報告等により、保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、任命権者等や市町村等と連携し、被害児童の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しつつ、また、被害児童やその保護者の負担に配慮しながら、当該事実の有無の確認を行うための調査（質問や報告徴求等）を行うことが求められる。（中略）

なお、都道府県知事は保育士が児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合にはその登録を取り消さなければならないこととされており（法第18条の19第1項）、本規定に基づき、都道府県は上記の調査を行う権限を有するものである。

- また、上記調査は、法や認定こども園法に基づく保育所等への指導監査や、法に基づく被措置児童の虐待に係る調査と併せて効率的に実施することも考えられ、都道府県内の関係部局や市町村と連携を図ることが重要である。

（中略）

- 都道府県は、（中略）任命権者等からの都道府県への報告が行われていない場合であっても、このような事案を通報、報道等で把握したときは、任命権者等に対して事実関係の有無や同条に基づく報告の見込み等について確認することや、必要に応じて捜査機関への情報提供の依頼、被害児童の保護者への事実確認、当該保育士への質問等などにより事実確認を行うことが求められる。

(2) 県における保育士登録の取消し

調査により、保育士による児童生徒性暴力等が行われたものと認められた場合は、県は当該保育士に対して聴聞等による事実確認を行った上で登録を取り消すこととなります。

保育士登録の取消しにかかる手続きの流れは以下のとおりです。

禁固以上の刑（罰金刑含む）に該当	禁固以上の刑に該当しない場合
① 刑の確定を確認後、本籍地への犯歴照会等により、欠格事由に該当することを確認 ② 登録取消の決定及び取消通知 ③ 保育士本人からの登録証の返納 ④ 報告があった施設へ、当該保育士の保育士登録の取消しを行った旨の通知 ※ 公判段階で保育士が保釈された場合には、必要に応じて刑の確定を待たず聴聞を行い、児童生徒性暴力等による登録の取消しを行う。	① 保育士本人に対する聴聞 ② 登録取消の決定及び取消通知 ③ 保育士本人からの登録証の返納 ④ 報告があった施設へ、当該保育士の保育士登録の取消しを行った旨の通知

(3) 指導監督等による施設へのフォローアップ

5(1)にて調査を行った県及び市町村は、保育所等に対し、調査により把握した事案の発生原因及び保育所等が抱える組織的な課題を踏まえた助言・指導を行い、保育所等が策定する改善計画の提出を促すことが必要になります。

ガイドラインより

○ 虐待等が行われた保育所等に対するフォローアップにおいては、虐待等が行われた原因や保育所等が抱える組織的な課題を踏まえ、助言・指導を継続的に行うことが必要である。

○ 保育の実施主体である市町村及び認可・指導監査実施主体である都道府県は、保育所等に対して、書面指導や改善勧告等により改善を求めることとなるが、その際には、実際に生じた個別の事案だけを改善するのではなく、その背景にある原因を理解した上で、保育所等の組織全体としての改善を図るための指示を行うことが期待される。

具体的には、指導監査等の事実確認において把握した、虐待等が行われた原因や保育所等が抱える組織的な課題を踏まえ、市町村及び都道府県が緊密に連携して、保育所等が策定する改善計画の立案を支援・指導するとともに、その実現に向けた取組に対する助言・指導を継続的に行うことが求められる。

虐待等が行われた背景や保育者が抱える組織的な課題は、個々のケースにより異なる。その改善のための取組の在り方も様々であるが、例えば、次のような支援が考えられる。

- ・ 他の施設等で保育を経験した立場からの助言
- ・ 他の保育所等の取組等を知る立場からの助言や、具体的ケースの共有
- ・ 保育所等の組織マネジメントに関する助言・指導
- ・ 保育士・保育教諭等の職員への研修や指導に関する助言・指導

○ なお、虐待等が行われた保育所等に対し、継続的な支援を市町村及び都道府県が実施することは重要であるが、虐待等が行われた場合に限らず、日頃から保育所等と市町村及び都道府県が密にコミュニケーションを取りつつ、虐待等の未然防止や保育の質の向上に取り組んでいくことが望ましいことに留意する必要がある。

本書及び次ページの報告様式のデータは、沖縄県ホームページにも掲載していません。

沖縄県ホームページ「保育士による児童生徒性暴力等の防止・対応等について」

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/kosodate/1008160/1033039.html>



(参考資料)

- 厚生労働省子ども家庭局長通知「保育士による児童生徒性暴力等の防止に関する基本的な指針について」（令和5年3月27日付子発0327第5号）
- こども家庭庁「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」令和5年5月
- 仲 真紀子 理化学研究所理事「事実調査のための面接—司法面接を参考に—」
<https://youtu.be/TYZ9u05ux2M>

(別添様式)

児童生徒性暴力等発生報告書

報告年月日				報告回数			
1. 報告者							
法人名または事業設置者名		施設名					
所在地							
役職・氏名		連絡先電話番号					
2. 被害児童の状況							
氏名		性別					
年齢		生年月日					
3. 事案発生時の状況							
発生年月日		時間		ごろ			
事案の発生場所							
4. 児童生徒性暴力等を行ったと思われる保育士							
氏名							
役職		性別					
保育士登録をしている都道府県		保育士登録番号					
5. 発覚した事案の内容							
内容							
把握に至った経緯							
本人の認否							
事案発覚後における当事者同士の接触回避の措置状況							
その他報告が必要と考えられる事項							